

藤沢市学校教育相談センター規則の制定について
藤沢市学校教育相談センター規則を次のように定める。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、学校教育相談センターが2008年4月1日に開設することにもない、藤沢市学校教育センター条例（平成19年藤沢市条例第31号）第4条の規定に基づき、新しく学校教育相談センター規則を制定する必要がある。

藤沢市学校教育相談センター規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学校教育相談センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市学校教育相談センター条例（平成19年藤沢市条例第31号）第4条の規定に基づき、藤沢市学校教育相談センター（以下「教育相談センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(事務分掌)

第2条 教育相談センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校等への支援に関する事。
- (2) 相談支援教室の運営に関する事。
- (3) 就学に関する事。
- (4) 関係機関との連携に関する事。
- (5) 教育相談研修に関する事。
- (6) その他教育相談センターの管理運営に関する事。

(業務時間及び休業日)

第3条 教育相談センターの業務時間及び休業日は、次のとおりとする。

- (1) 業務時間 午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 休業日 藤沢市の休日
- を定める条例（平成元年藤沢市条例第24号）第1条第1項に規定する市の休日

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。